

2021年（令和3年）4月22日

民法等の一部を改正する法律等の成立を受けて～相続登記の義務付けに向けた司法書士の役割～（会長声明）

長野県司法書士会
会長 丸山 孝一

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立しました。

所有者不明土地問題が、災害の復興を含む国土の公共的活用等に関連する喫緊の課題とされてきましたが、これらの法律の成立によって、その予防と解消に向けた民事基本法制が概ね整備されたこととなります。

今般の法律改正では、所有権の登記名義人につき相続が発生した場合、原則として、相続人には、3年以内に相続の登記を申請しなければならないという義務が課せられることになっています。しかし、相続の登記を申請するには、被相続人の出生から死亡までの戸籍事項証明書等の取得を始めとした様々な前提事務処理を行わなければなりませんので、国民にとっては、大きな負担となると考えられたことから、全国の司法書士会で組織する日本司法書士会連合会では、より簡易な手続で相続の登記の申請義務を履行したとみなされる等の制度を設けることにより、この改正が国民にとって過度な負担とならないよう提言してまいりました。今般の改正において、この提言に沿う形で相続人申告登記が創設されたことは、国民の負担を最小限に抑えるための判断が加わったものと考えています。

もっとも、所有者不明土地の発生防止の観点からすれば、確定的に権利を取得した相続人の名義とするための相続登記が申請されるべきであり、相続人申告登記は、当該確定的な権利の登記申請につなげるための過渡的な手続、相続発生の実事及び相続人の一部を公示する役割として位置付けられるものと考えます。

相続登記の申請の義務化をはじめ、相続によって承継した土地所有権の国庫帰属制度は、長野県のように山間地を多く有する地域では、クリアしなければならない部分も多くあります。また、所有者不明土地管理人に代表される各種の財産管理人制度等、国民生活に与える影響が大きいと思われる制度も新設されておりますので、当会ではこの法改正に関し、市民へのきめ細やかなサポートを実施していく予定です。

今般の法改正に先立ち、本会では、去る2月1日から「相続登記相談センター」を立ち上げ、従来から行っている相続無料電話相談に加え、Webでの相続登記相談を開始しております。市民が司法書士会及び司法書士に気軽に相談できる窓口としてぜひご活用いただきたいと思います。

司法書士は、「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家」として、多くの相続事件に関与しています。これからも、身近なくらしの法律家として、改正法にいち早く対応し、国民の権利擁護に務めてまいります。